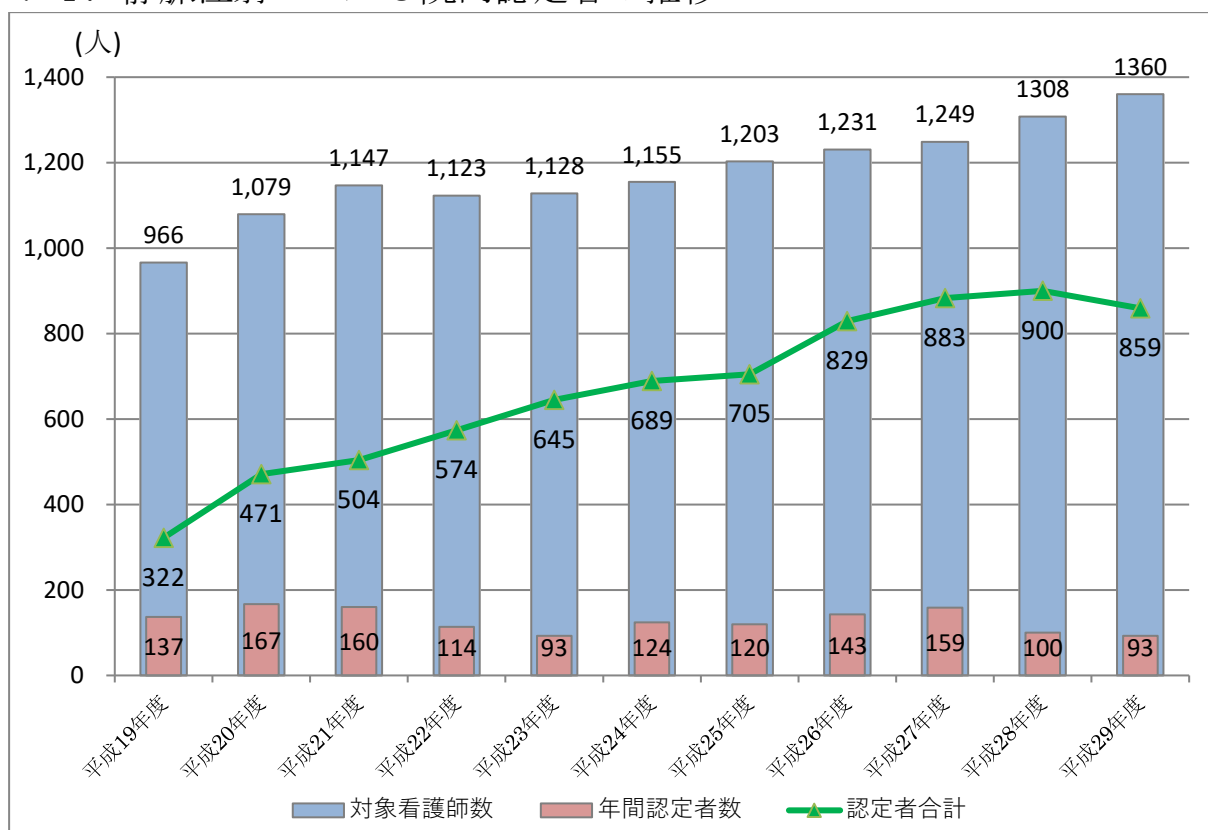


7 4. 静脈注射レベル3院内認定者の推移



平成14年9月30日付で厚生労働省医政局通知により「看護師等が行う静脈注射は診療の補助行為の範疇（はんちゅう）として取り扱う」という新たな行政解釈の変更がなされ、日本看護協会からそのガイドラインが出された。その内容を受け、当院看護部でも基準を作成し、研修を受け認定された看護師が静脈注射を実施している。

静脈注射の中でも危険性の高い注射薬の取り扱いまで可能としたレベル3は、毎年の研修でその実施可能者を増やしている。平成27年度より教育内容と受講対象者を見直し、多くの認定者を育成することができた。

データ提供 看護部